

○ 一年々御年貢内割仕候節、名主・年寄・惣百姓
寄合、御割附之表を以、勘定相違無レ之様ニ割を
いたし、勿論反歩米永之員數委細ニ記レ之、
名主方より皆済手形押切割判形いたし、

百姓方江銘々相渡可レ申候事

○ 一郷中ニ有レ之郷蔵ニ御米詰置候内、郷中之もの預り
昼夜番仕候上者、盜人又者御米ふけ候歟、何事ニ
よらす損米御座候共、急度弁差上可レ申候、并

御用之置米郷蔵より出申候節、御急ニ御座候とも、
名主壹人ニ而郷蔵戸前封を切、自由ニ取出し
申間敷候、与頭・年寄・百姓立会、封を切御用之
員数取出し、勿論右之もの共立会、相封を致
置可レ申候、自然郷蔵近所ニ火事出来申候ハヽ、
村中者不レ及レ申、隣郷迄も男女によらす欠附、
郷蔵を防可レ申候、尤相防かたき趣ニ候ハヽ、
早速御米取出し可レ申候、若御米致ニ焼失ニ候ハヽ、
何ケ様之曲事ニも可レ被ニ 仰付ニ候事

御吟味之上弁納可レ被ニ 仰付ニ候事

○ 一御支配人并添役衆、惣而御家中之衆中下々迄、
何ニ而も音物一切仕間敷候、若音物之儀に付、
金銀米錢者不レ及レ申、何ニよらす名主方より百姓
方江割合、出し候得与申候共、一切出申間敷候、達而
出し候ヘと申候ハヽ、其段書付御役所之筒江上
可レ申候、若内證ニ而音物いたし、脇より相知申候ハヽ、
何ケ様之曲事ニも可レ被ニ 仰付ニ候事

附り、惣而役人中郷中江貨物・借物・押売・押買、
又者無駄成儀御座候ハヽ、是亦早速書付
御筒江上可レ申候事

○ 一御用ニ付、御支配人・添役衆其外御家中衆
郷中江御越候節、内夫并賄之儀、所ニ有レ之軽き
野菜・薪・油を出し、其外何ニ而も一切出し
不レ申、馳走ケ間敷儀堅く仕間敷事

○ 一在々所々悪党もの有レ之時分ハ、鳴を立可レ申候、